

「東京航空局発注者綱紀保持規程」第16条第1項（発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知）

有資格業者の皆様へ

国土交通省においては、公共工事における談合等の不正行為を排除するために様々な取り組みを行ってきたにも拘わらず、直轄鋼橋上部工事の発注に関して、大規模な談合事件が発生したことを踏まえて、平成17年7月に「入札談合の再発防止対策」を取り纏めました。

また、平成19年3月に国土交通省発注の水門設備工事に関して、公正取引委員会からの官製談合防止法に基づく改善措置の要求を受けたことを深刻に受け止め、同年6月に入札談合等関与行為等についての調査結果及び改善措置を取り纏め、公正取引委員会に報告し、入札談合の防止に全力で取り組みました。

更には、平成24年10月に高知県内における国土交通省発注の土木工事に関して、公正取引委員会から、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律に基づく改善措置要求を受けたことに鑑み、東京航空局としては、発注者のコンプライアンスの確立が喫緊の課題と認識し、平成24年12月に「東京航空局コンプライアンス推進本部」及び「東京航空局発注事務コンプライアンス委員会」を設置し、平成25年3月に「東京航空局発注者綱紀保持規程」を制定し、職員からの通報制度について、秘匿性の高い外部窓口の設置と事業者・OB等からの不当な働きかけの報告・記録・公表制度を構築するとともに、職員向けに「東京航空局発注者綱紀保持マニュアル」等を作成するなど、全ての職員に向けて、公共工事のみならず発注事務全般に係る法令遵守はもとより、服務規律の確保を図ると共に、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀保持を徹底しているところです。

今般、東京航空局における以上のような発注者綱紀保持対策への取り組みについて、有資格業者の皆様にもお知らせしており、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※東京航空局における発注者綱紀保持対策の取組みについて

詳細は、東京航空局ホームページの以下のサイトをご覧ください。

<https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/contract/integrity-policy.html>

<連絡・問合せ先>

東京航空局 適正業務管理官

電話：03-5275-9308